

障害者の暮らしの場④

秋保和徳さん(61)、喜美子さん(63)は、障害者が地域で暮らすための支援が整っていなかった時代に、ともに重度の障害を抱えながら結婚しました。広島県廿日市市の自宅で暮らしています。

■浴槽や便座は

床に埋め込まれた浴槽。床と同じ高さの便座。自宅は、脳性まひで立つことが難しい2人に合わせリフォームしてあります。外出は電動車いすを使用します。



床に埋め込まれた浴槽
槽＝広島県廿日市市

地域での生活

自由な自宅が何より



重い障害を持ちながら35年以上地域で暮らす秋保さん夫妻＝広島県廿日市市

かで親元を離れて施設生活がはじまった。規則でしばられる生活だったから、一般社会で暮らすのが夢だったんよ」と和徳さんは強調します。

ヘルパー制度がなかった結婚当初、障害がより軽い喜美子さんが家事のほとんど

2人はいまから2年後の生活に不安を抱いています。喜美子さんが65歳になら、介護保険制度ではな

く、介護保険制度を優先し

て利用しなければならない

からです。いまは、ヘルパ

ーなどの利用料は無料です

が、介護保険になると1割

の利用料が発生します。介

護保険で給付される時間数

が足りない分は障害福祉制

度から給付され、その分だ

けは無料になります。

夫婦の収入は年金と重度

障害手当などを合わせて月

約20万円。「介護保険の利

用料を月4万円以上支払っ

ている知人もいる。とても

じゃないけど生活できなく

なる」と喜美子さんは肩を

落とします。

障害者自立支援法が施行された06年、2人の利用料自己負担額が多いときで、012年に実施した調査で

毎日朝晩、ヘルパーが夫婦を抱き、近くに住む喜美子さんの母親(93)が支えの着替えの介助や家事などをします。

秋保さん夫妻は「障害者がほど利用料負担も重くなるのは憲法違反だ」と全

国の障害者といっしょに国と地方を相手取り裁判を起

こしました。

国は10年1月、障害者の尊厳を傷つけたと反省の意

を表した基本合意を原告と交わし、同年4月から住民税非課税世帯は利用料が無

料に。2人も一安心しまし

た。同時に国は、自立支援法に代わる新法では介護保

険優先原則の廃止を盛り込

むことも約束しましたが、

いまだに果たされていません。

喜美子さんは「お金のな

い人が利用料を負担しない

と支援を得られない制度は

酷です」と訴えます。和徳

さんは「多くのことを我慢

する最低限の暮らし。それ

でも自宅で暮らす自由には

代えられない。国に基本合

意を守らせるために声をあ

げ続けなければ」と強調し

ます。(おわり)